

高齢者の医療費の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、高齢者に対し、医療費の一部を助成し、もつて高齢者の保健の向上に寄与するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
 - 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 - 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
 - 四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 - 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 2 この条例において「被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - 二 船員保険法の規定による被保険者
 - 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者
 - 四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - 五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - 六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

七 健康保険法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第一百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

3 この条例において「医療費」とは、国民健康保険法又は医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法による）こととされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。」をいう。

（対象者）

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、東京都の区域内に住所を有する被保険者等で、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当し、かつ七十五歳未満のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。

一 国民健康保険法の規定による被保険者であつて、同法の規定による療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者（同法の規定による被保険者である者で、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める者に限る。）の所得が、規則で定める額以上である者 当該所得のあつた年の翌年の八月一日から一年間

二 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者であつて、報酬の額が規則で定める額以上である者 報酬の額が規則で定める額以上である月の間

三 前号に掲げる場合に該当する者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）その他規則で定める者の医療保険各法の規定による被扶養者 被扶養者である間

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を受けている者 保護を受けている間

五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者医療の被保険者
被保険者である間

3 前項第一号に規定する所得及び同項第二号に規定する報酬の範囲並びにその額の計算方法は、規則で定める。
(助成の範囲)

第四条 東京都は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法第五十六条第二号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は医療保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第一号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定による助成は、国民健康保険法又は医療保険各法以外の法令、条例又は規則の規定により医療に関する給付が行われたときは、その給付の限度において行わない。

(医療証)

第五条 医療費の助成を受けようとする対象者は、知事に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第六条 医療費の助成は、知事が開設者又は本人と契約をした病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が医療証を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるとときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(対象者の支払方法)

第七条 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、国民健康保険法又は医療保険各法により対象者が負担すべき額から第四条の規定による助成額を控除した額を、病院等に支払うものとする。

(届出義務)

第八条 対象者は、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならぬ。

(譲渡又は担保の禁止)

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第十条 偽りその他不正の行為によつて、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、知事は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用)

2 この条例による医療費の助成は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当について適用する。

(提案理由)

高齢者の医療費に係る患者負担を軽減するため、その一部を助成する必要がある。

